

電動モビリティシステム専門職大学教育課程連携協議会規程

令和 5 年 3 月 29 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、電動モビリティシステム専門職大学（以下「本学」という。）学則第 49 条第 2 項の規定に基づき、電動モビリティシステム専門職大学教育課程連携協議会（以下「教育課程連携協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し学長へ意見を述べるものとする。

- (1) 産業界及び地域社会との連携による本学の授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による本学の授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- (3) その他本学の教育課程に関する事項

(組織)

第 3 条 教育課程連携協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する本学教職員 3 人
- (2) 本学の学科に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者 3 人
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 7 人
- (4) 本学学則第 22 条第 3 項の臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者 3 人
- (5) 学校法人赤門学院の理事又は評議員 1 人
- (6) 本学の教職員以外の者であって、学長が必要と認めるもの 若干人

(委員の任期)

第 4 条 前条に掲げる委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条に掲げる委員は、再任されることができる。

(議長)

第 5 条 教育課程連携協議会に議長を置き、第 3 条第 1 号に規定する委員の中から学長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、教育課程連携協議会を主宰する。

- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 教育課程連携協議会は、議長が招集する。

- 2 教育課程連携協議会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 教育課程連携協議会は、原則として毎年1回定例として開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、議長は、学長から会議開催の要求があったときは、教育課程連携協議会を開催しなければならない。
- 5 教育課程連携協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして、会議に加えることができる。

(資料の提出等の協力)

第7条 教育課程連携協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第8条 議長は、教育課程連携協議会の議事録を作成しなければならない。

(事務)

第9条 教育課程連携協議会の事務は、事務局において遂行する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育課程連携協議会の運営に関し必要な事項は、議長が教育課程連携協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。